

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市町村担当課 御中

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の基礎交付分に係る実施計画の作成及び提出について（依頼）

内閣府地方創生推進室

平成 26 年度補正予算（第 1 号）に盛り込まれた地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）に係る実施計画の作成及び提出について、下記のとおり依頼しますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、今回の依頼は 基礎交付分のみ となっておりますので、ご注意ください。上乘せ交付分については別途連絡いたします。

記

1. 実施計画の作成について

地方公共団体ごとに、「平成 26 年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画記載要領」（別添）に基づき、別紙 1「平成 26 年度地域活性化・地域住民等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画様式」により、実施計画を作成してください。

また、本交付金は、実施計画掲載事業間において、地方創生先行型の中での流用が可能となっていることを踏まえ、入札減等不測の事態が発生しても交付金の有効活用が可能なよう予算計上を工夫してください。

2. 実施計画の提出について

（1）事前相談

実施計画の提出に先立って、2月12日（木）以降、各都道府県単位でとりまとめた実施計画の事前相談を受け付けます。実施計画提出後の手続きを円滑に行うため、可能な限り、事前相談を行っていただきますようお願いいたします。

実施計画は、都道府県にてとりまとめの上、メールにて内閣府地方創生交付金担当までご提出ください。全ての地方公共団体が揃ってから提出いただく必要は

記載要領

| 項目 | 形式 | 記載内容 |
|---|-------------|---|
| (1) 交付限度額 | 記入 | 「交付限度額内示額通知」により通知された額を記載。 |
| (2) 交付対象事業の名称 | 記入 | 実施する事業の名称を記載。 |
| (3)① 事業の概要:①目的 | 記入 | ・事業の目的を記入。 (本交付金の目的の趣旨に沿ったものであることを記入。) 注)簡潔に記載ください。 |
| (3)② 事業の概要:②交付金を充当する経費内容 | 記入 | ・交付金を充当する経費内容を記載。 ・全体の施策の一部に本交付金を充当する場合は、全体の事業についても記載。 (例)パッケージとして様々な施策を実施し、その一部に交付金事業を実施する場合など ・広域連携して事業を実施する場合、当該自治体が負担する経費部分と、他の自治体分の仕分けも記載。 ※個人等に対する給付事業の場合は、その旨明示。 注)簡潔に記載ください。 |
| (4) 交付対象事業に要する費用 ※基礎交付分のみ | 記入 単位:千円 | 交付金対象事業に要する経費を記載。単位:千円 (基礎交付分のみ記載。上乘交付分については別途連絡。) |
| (5) 予算区分 | 選択 | 地方公共団体における予算の区分を選択。 予算の区分として、「その他」を選択した場合には、①H26(補正)で計上できなかった理由、②いつの予算で計上するのか。を記載。 |
| (6)① 事業始期 | 選択 | 委託契約などの支出を伴う交付金対象事業を開始した時点を選択(契約の公告等の期間は含まない。) |
| (6)② 事業終期 | 選択 | 交付金対象事業を実施する終期を選択。 |
| (7) メニュー例の選択 | 選択 | メニュー例の各分野に該当している場合は、該当する番号に「○」を表示してください。(複数可) ①地方版総合戦略の策定のための調査委託、②UIJターン助成、③地域しごと支援事業等、④創業支援・販路開拓、⑤観光振興・対内直接投資、⑥多世帯交流・多機能型ワンストップ拠点(小さな拠点)、⑦少子化対策(地域消費喚起等型対応等を除く。) |
| (8) まち・ひと・しごとへの創生に向けた政策5原則との関係 | 記入 | まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則に該当している番号に「○」を選択してください。(複数選択可) ①自立性、②将来性、③地域性、④直接性、⑤結果重視 |
| (9) 本事業における重要業績評価指標(KPI) | 記入 | 設定しているKPI及び目標年月を記入 【例:KPI:移住について具体的な相談を行っている者数:10人、目標年月:H28年3月】 ※KPIは、原則、事業目的に照らして実現すべき成果(アウトカム)に係る指標を設定。 ※なお、複数年での事業計画を考えているものであっても、本事業の成果を測る指標として、必ず平成27年度中のKPIを設定して下さい。 |
| (10) 【任意回答】 地方版総合戦略に盛り込む予定の基本目標とその数値目標及び重要業績評価指標(KPI)と本事業の関係 | 記入 | 地方版総合戦略に盛り込む予定の基本目標とその数値目標を記載。 ・基本目標:地方への新たな人の流れをつくる。 ・その数値目標:移住・定住者数:100人 (※事業のKPI:移住について具体的な相談に入っている者10人) |
| (11) 効果検証の方法・時期・体制 | 記入 | 効果検証の方法、時期、体制について記載。 (例)方法・体制:外部有識者(〇〇分野の専門家)を含めた第三者委員会を設置し、個々の事業(メニュー毎)について検証を実施 時期:H28年3月 |
| (12) 施設整備費(補修を含む)を含む場合は、その内容・金額 | 記入 単位:千円 | 施設整備費(ハード事業)を含む場合、その内容及び、交付金が充当されている金額を記載。 (例)小さな拠点対策として実施した廃校の改修経費:2,000千円。※単位千円 |
| (13) 【都道府県のみ記載】 内閣府から都道府県に委託予定のプロフェッショナル人材センターとの連携に関する検討状況 ※UIJターン助成金のみ該当 | 記入 | UIJターン助成事業を実施する場合、内閣府から都道府県に委託予定のプロフェッショナル人材センターとの連携に関する検討状況を記載。 (例)県にてセンターの設立を検討しており、設立され次第、人材情報の提供にかかる連携を開始予定。 |
| (14) 担当部課 | 記入 | 個々の交付金対象事業の担当部課を記載。 |

平成26年度 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
(地方創生先行型) 実施計画 記載要領

- (1) 「交付限度額」欄には、別途送付する「交付限度額内示額通知」により通知された額を記載して下さい。
- (2) 「交付対象事業の名称」欄には、実施する事業の名称を記載して下さい。
- (3) ①「事業の概要(目的)」欄には、交付金対象事業の概要(目的)を簡潔に記載して下さい。
※ 事業の目的が本交付金の趣旨に沿ったものであることを明確にしつつ記載して下さい。
- (3) ②「事業の概要(交付金を充当する経費内容)」欄には、交付金対象事業の概要(交付金を充当する経費の内容)を簡潔に記載して下さい。
※ 個人等に対する給付事業の場合は、その旨を明示して下さい。
- (4) 「交付対象事業に要する費用」欄には、本事業に要する費用(基礎交付分のみ)の申請金額を記載して下さい。(単位:千円)。
※本項目の合計金額は、(1)の「交付限度額」以内として下さい。
- (5) 「予算区分」欄には、地方公共団体における予算の区分を選択して下さい。
なお、「その他」を選択した場合には、H26 補正で計上できなかった理由及びいつの予算で計上するかを記載して下さい。
- (6) ①「事業始期」欄には、委託契約などの支出を伴う本事業を開始した時期(契約の公告等の期間は含まない。)を選択して下さい。
- (6) ②「事業終期」欄には、本事業の終期を選択して下さい。
- (7) 「メニュー例の選択」欄には、交付金対象事業が以下メニュー例の各分野に該当している場合には、該当する番号を選択して下さい。(複数選択可)
 - ① 地方版総合戦略の策定のための調査委託
 - ② U I J ターン助成
 - ③ 地域しごと支援事業等
 - ④ 創業支援・販路開拓支援

- ⑤ 観光振興・対内直接投資
- ⑥ 多世帯交流・多機能型ワンストップ拠点（小さな拠点）
- ⑦ 少子化対策（地域消費喚起等型対応等を除く。）

(8)「まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則との関係」欄には、交付金対象事業がまち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則のうち、該当するものを選択してください。（複数選択可）

(9)「本事業における重要業績評価指標（KPI）」欄には、本事業（(7)のメニュー①を除く）の目的に照らして実現すべき成果（アウトカム）に係る指標値及び目標の達成が見込まれる年月を記載してください。ただし、その設定が困難な場合には、行政活動そのものの結果（アウトプット）に係る指標を設定することも差し支えありません。

なお、複数年での事業設計を考えているものであっても、本事業の成果を測る指標として、必ず平成27年度中の重要業績評価指標を設定してください。

(10)「地方版総合戦略に盛り込む予定の基本目標及びその数値目標と本事業との関係」欄には、本事業に関連する、地方版総合戦略に盛り込まれる予定の基本目標と数値目標があれば記載してください。（任意回答）

(11)「効果検証の方法、時期及び体制」欄には、本事業の効果の検証方法、時期及び体制について記載してください。

(12)「施設整備費（補修を含む）を含む場合は、その内容・金額」欄には、本事業に含まれる施設整備費（補修を含む）の内容及び金額（単位：千円）を記載してください。

※ 施設整備費が含まれる場合のみ記載してください。

(13)「プロフェッショナル人材センターとの連携に関する検討状況」欄には、(7)にて「② U I J ターン助成」を選択している場合、内閣府から各都道府県に委託予定のプロフェッショナル人材センターとの連携に関する検討状況を記載してください。

※都道府県のみ記載してください。

(14)「担当部課名」欄には、個々の交付金対象事業の担当部課名を記載してください。

※担当者名、連絡先等までの記載は不要です。

(参考) まち・ひと・しごと創生総合戦略(一部抜粋)

まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

こうした従来の政策の弊害を排除し、人口減少の克服と地方創生を確実に実現するため、次の5つの政策原則に基づきつつ、関連する施策を展開することが必要である。

「まち・ひと・しごと創生」政策5原則

(1) 自立性

各施策が一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方公共団体・民間事業者・個人等の自立につながるようなものであるようにする。また、この観点から、特に地域内外の有用な人材の積極的な確保・育成を急ぐ。

具体的には、施策の効果が特定の地域・地方、あるいはそこに属する企業・個人に直接利するものであり、国の支援がなくとも地域・地方の事業が継続する状態を目指し、これに資するような具体的な工夫がなされていることを要する。また、施策の内容検討や実施において、問題となる事象の発生原因や構造的な背景を抽出し、これまでの施策についての課題を分析した上で、問題となっている事象への対症療法的な対応のみならず、問題発生の原因に対する取組を含んでいなければならない。

(2) 将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。活力ある地域産業の維持・創出、中山間地域等において地域の絆の中で心豊かに生活できる環境を実現する仕組み等も含まれる。

なお、地方公共団体の意思にかかわらず、国が最低限提供することが義務付けられているナショナルミニマムに係る施策に対する支援は含まれない。

(3) 地域性

国による画一的手法や「縦割り」的な支援ではなく、各地域の実態に合った施策を支援することとする。各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下「地方版総合戦略」という。)を策定するとともに、同戦略に沿った施策を実施できる枠組みを整備する。国は、支援の受け手側の視点に立って人的側面を含めた支援を行う。

したがって、全国的なネットワークの整備など、主に日本全体の観点から行う施策は含まれない。施策の内容・手法を地方が選択・変更できるものであり、客観的なデータによる各地域の実状や将来性の分析、支援対象事業の持続性の検証の結果

が反映されるプロセスが盛り込まれていなければならない、また必要に応じて広域連携が可能なものである必要がある。

(4) 直接性

限られた財源や時間の中で、最大限の成果を上げるため、ひとの移転・しごとの創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施する。地方公共団体に限らず、住民代表に加え、産業界・大学・金融機関・労働団体（産官学金労）の連携を促すことにより、政策の効果をより高める工夫を行う。

この観点から、必要に応じて施策の実施において民間を含めた連携体制の整備が図られている必要がある。

(5) 結果重視

効果検証の仕組みを伴わないバラマキ型の施策は採用せず、明確なPDCA1メカニズムの下に、短期・中期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行う。

すなわち、目指すべき成果が具体的かつ適切な数値で示されており、その成果が事後的に検証できるようになっていなければならない。また、成果の検証結果により取組内容の変更や中止の検討が行われるプロセスが組み込まれており、その検証や継続的な取組改善が容易に可能である必要がある。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金

(地方創生先行型) 制度要綱

平成 27 年 2 月 10 日
府 地 創 第 2 1 号

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）について、基本的な枠組みを定める。

第 1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の目的

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号。以下「創生法」という。）第 9 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定に基づき都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略又は市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定し、並びに地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置付けられる見込みのものを実施するために、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「地方公共団体」という。）が作成した地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画（以下「実施計画」という。）に基づく事業に要する費用に対し、国が交付金を交付することにより、地方版総合戦略の円滑な策定とこれに関する優良施策の実施を支援することを目的とする。

第 2 用語の定義等

- 1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）
実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、国が交付する交付金をいう。
- 2 交付対象者
交付金の交付対象者は、地方公共団体とする。
- 3 交付対象事業
交付金の交付対象事業は、実施計画を作成する地方公共団体（以下「実施計画作成地方公共団体」という。）が実施計画に基づく以下の事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する地方単独事業とする。ただし、平成 26 年 12 月 27 日以降に実施計画作成地方公共団体の予算に計上され、実施されるものに限る。

- 1) 地方版総合戦略の策定に係る事業
- 2) 地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置付けられる見込みのもの

4 交付対象経費

交付金の交付対象経費は、交付対象事業に要する費用のうち実施計画作成地方公共団体が負担する費用とする。

第3 実施計画の作成及び提出等

1 実施計画の策定及び提出

交付金の交付を受けようとする一の地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した実施計画を作成し、当該計画を内閣総理大臣に提出するものとする。

- 1) 実施計画作成地方公共団体の名称
- 2) 交付対象事業の名称及び概要
- 3) 個々の事業ごとの重要業績評価指標及び目標年月
- 4) 効果検証の方法、時期及び体制
- 5) 交付対象事業に要する費用及び交付対象経費
- 6) 事業実施期間
- 7) その他必要な事項

2 実施計画の変更

実施計画に変更が生じた場合には、別に定めるところにより内閣総理大臣に報告するものとする。

3 効果の検証

事業実施に伴う効果について、重要業績評価指標を設定の上、その達成度合いについて、別に定めるところによりその効果を検証し、内閣総理大臣に報告するものとする。

第4 配分計画の作成

内閣総理大臣は、地方公共団体から第3の規定に基づく実施計画の提出を受けた場合には、当該実施計画における交付対象事業及び交付対象経費について判断し、実施計画作成地方公共団体への配分計画を作成する。この場合、各地方公共団体の交付金の総額は、別紙により算定される地方公共団体ごとの交付限度額以内とする。

第5 交付金の交付

交付金の交付事務は、内閣総理大臣がその定めるところにより行う。

第6 関係行政機関の連携強化

内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、実施計画の適正な実施のため、交付金による事業の実施に係る情報の共有を図るものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

別紙

下記の算式により算定した額とする。

算式

$$\text{人口} \times A \times B \times C \times \alpha + D$$

人口：国勢調査令によって調査した平成 22 年 10 月 1 日現在における人口をいう（以下同じ。）。

算式の符号

A：次の表の左欄に掲げる人口の段階に応じて、同表の右欄に掲げる算式により算出した数値（当該市町村の人口が 4 千人以下の場合は、3.455 とする。）

都道府県

| 人口 | 段階補正係数 |
|-------------------|---------------------------|
| 600 万人以上 | $(0.36P + 1,311,000) / P$ |
| 500 万人以上 600 万人未満 | $(0.39P + 1,131,000) / P$ |
| 350 万人以上 500 万人未満 | $(0.43P + 931,000) / P$ |
| 250 万人以上 350 万人未満 | $(0.46P + 826,000) / P$ |
| 210 万人以上 250 万人未満 | $(0.36P + 1,076,000) / P$ |
| 170 万人以上 210 万人未満 | $(0.33P + 1,139,000) / P$ |
| 140 万人以上 170 万人未満 | $(0.11P + 1,513,000) / P$ |
| 110 万人以上 140 万人未満 | $(0.26P + 1,303,000) / P$ |
| 80 万人以上 110 万人未満 | $(0.02P + 1,567,000) / P$ |
| 80 万人未満 | $(0.32P + 1,327,000) / P$ |

※ P = 当該団体の人口

※ 下線部の計算は小数点以下を四捨五入する。

※ 段階補正係数は小数点以下 3 位未満を四捨五入する。

市町村

| 人口 | 段階補正係数 |
|-------------------|-------------------------|
| 100 万人超 | $(0.07P + 358,500) / P$ |
| 25 万人以上 100 万人以下 | $(0.27P + 158,500) / P$ |
| 10 万人以上 25 万人未満 | $(0.84P + 16,000) / P$ |
| 3 万人以上 10 万人未満 | $(0.94P + 6,000) / P$ |
| 2 万人以上 3 万人未満 | $(0.91P + 6,900) / P$ |
| 1 万 2 千人以上 2 万人未満 | $(0.87P + 7,700) / P$ |
| 1 万 2 千人未満 | $(0.54P + 11,660) / P$ |

※ P = 当該団体の人口

※ 下線部の計算は小数点以下を四捨五入する。

※ 段階補正係数は小数点以下 3 位未満を四捨五入する。

$$B : (1 - \text{財政力指数}) \times 0.8 + 0.2$$

財政力指数：地方交付税法第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で平成23年度、平成24年度及び平成25年度に係るものを合算したものの3分の1の数値をいう（ただし、財政力指数1以上の団体、東京都及び特別区にあつては1とする。）。

$$C : a + b + c$$

$$a : \frac{0.5406}{15 \text{ 歳以上就業者数} / 15 \text{ 歳以上人口}}$$

15歳以上就業者数：国勢調査によって公表された平成22年10月1日現在における15歳以上の就業者数をいう。

15歳以上人口：国勢調査によって公表された平成22年10月1日現在における15歳以上の人口をいう。

【転出者数人口比率が正の場合】

$$b : (\text{県}) = (0.5 / 1.7616) \times \text{転出者数人口比率} + 1$$

$$(\text{市}) = (0.5 / 5.7246) \times \text{転出者数人口比率} + 1$$

【転出者数人口比率がゼロの場合】

$$b : 1$$

【転出者数人口比率が負の場合】

$$b : (\text{県}) = (0.5 / 1.3739) \times \text{転出者数人口比率} + 1$$

$$(\text{市}) = (0.5 / 3.3942) \times \text{転出者数人口比率} + 1$$

転出者数人口比率：平成22年度、平成23年度及び平成25年度の各年度の転出者人口比率（住民基本台帳関係年報における市町村別住民票記載・消除数のうち転出者数から転入者数を控除した数を当該年度の3月31日現在（平成25年度については1月1日現在）における住民基本台帳登録人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$$c : \frac{0.1312}{15 \text{ 歳未満人口} / \text{人口}}$$

15歳未満人口：国勢調査によって公表された平成22年10月1日現在における0歳から14歳までの人口をいう。

※ a、b、cが0未満の場合は0、2を超える場合は2とする。

α ：内閣総理大臣が別に定める乗率

D：都道府県 20百万円
市町村 10百万円

事 務 連 絡
平成 27 年 2 月 10 日

各都道府県
地方創生担当課
財政担当課
市町村担当課

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）について

内閣府地方創生推進室

標記については、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）制度要綱（平成 27 年 2 月 10 日付内閣府事務次官通知。以下「制度要綱」という。）を通知したところですが、その運用について下記のとおり定めましたので、関係事業等担当部局等と十分に連携の上、これに留意して運用されるようお願いいたします。都道府県におかれましては、貴都道府県内市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）について（制度要綱第 1 関係）

（1）概要

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（以下「交付金」という。）は、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日閣議決定。以下「緊急経済対策」という。）において位置付けられたことを踏まえ、創設されたものです。

（2）早期執行について

しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すため、まち・ひと・しごと創生法第 9 条第 1 項及び 10 条第 1 項の規定に基づく都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を円滑に策定し、この地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって地方版総合戦略に位置付けられる見込みのも

のを効果的に実施するよう、平成 26 年度補正予算の適切な実施が求められます。

交付金の執行に当たりましては、こうしたことを踏まえ、極力早期執行に努めるようお願いいたします。なお、交付金の執行に当たっては、交付限度額の提示や交付金に係る交付決定がなされる前であっても、実施可能となった段階で速やかに事業に着手すること（入札公告や契約等）が可能であることに御留意ください。

2 交付対象事業について（制度要綱第 2 関係）

（1）概要

交付対象事業となる事業は、制度要綱第 2 に記載しているとおり。

（2）留意点

交付金対象事業については、以下のとおり取り扱うこと。

① 職員の人件費

職員の人件費（事業に伴う臨時・非常勤職員の人件費を除く。）には交付金を充当しないこと。

② 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと。

③ 基金

基金の積立金には、交付金を充当しないこと。

④ 建設地方債対象事業

建設地方債対象事業には、交付金を充当しないこと。ただし、ソフト事業と合わせて実施することにより、ソフト事業のみによる場合に比して、設定する重要業績評価指標等の十分な向上が見込まれる施設整備事業は対象とする。

⑤ 国の補助金の給付を受けている、又は受けることが確定している事業

国の補助金の給付を受けている、又は受けることが確定している事業には、交付金を充当しないこと。国による補助制度の給付対象となる可能性のある事業については、国による補助事業の利用を優先すること。

3 実施計画の作成及び提出等について（制度要綱第 3 関係）

① 実施計画の作成及び提出については、地方公共団体ごとの交付限度額の算定状況等を踏まえて、別に通知します。

② 事業終了後、別に通知する様式により、事業実施報告及び事業効果検証の結果を報告していただくこととしております。

③ 提出期限後に事業を追加するなど、実施計画の変更を行う場合には、内閣総理大臣に報告する必要があります。

- ④ 事業実施に伴う効果について、検証に必要な体制を整備し、実施計画に設定した重要業績評価指標をもとに検証を実施する必要があります。

4 交付限度額について（制度要綱第4関係）

地方公共団体ごとの交付限度額は、別に定めて通知します。

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金
問い合わせ担当者一覧

内閣府代表番号:03-5253-2111

| 担当都道府県 | 消費喚起・生活支援型 | 地方創生先行型 |
|----------------------------------|---------------------------------------|--|
| 北海道、青森県、秋田県 | 山瀬 (内線)85026 (夜間直通)03-3581-4207 | 竹内 (内線)85017 (夜間直通)03-3581-4213 |
| 岩手県、宮城県、福島県 | 山瀬 (内線)85026 (夜間直通)03-3581-4207 | 松林 (内線)37187 (夜間直通)03-6257-1421 |
| 山形県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県 | 安達 (内線)85029 (夜間直通)03-3581-4208 | 高畑 (内線)85022 (夜間直通)03-3581-4214 |
| 茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 | 土佐 (内線)85027 (夜間直通)03-3581-4207 | 松本 (内線)85020 (夜間直通)03-3581-4214 |
| 栃木県、群馬県、長野県 | 土佐 (内線)85027 (夜間直通)03-3581-4207 | 長谷川 (内線)37197 (夜間直通)03-6257-1421 |
| 福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 | 横田 (内線)85028 (夜間直通)03-3581-4207 | 藤本 (内線)85015 (夜間直通)03-3581-4213 |
| 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県 | 小寺 (内線)85032 (夜間直通)03-3581-4208 | 大塚 (内線)85021 (夜間直通)03-3581-4214 |
| 徳島県、香川県、愛媛県、高知県、沖縄県 | 田端 (内線)85031 (夜間直通)03-3581-4208 | |
| 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、大分県、鹿児島県 | 横田 (内線)85028 (夜間直通)03-3581-4207 | 佐野 (内線)85016 (夜間直通)03-3581-4213 |

なく、内容確認をし、前日までに集まった分を毎朝提出いただくことを基本に、可能な限り早い提出により、効率的な事前相談の実施に御協力ください。

送付いただいた実施計画に基づいて、2月16日（月）以降、必要に応じて当室から直接、各地方公共団体にご連絡させていただきます。

（2）提出時期

実施計画の提出期限は、平成27年3月上旬とします。具体的な日時については追ってご連絡させていただきます。

まずはメールにより御提出いただき、必要な調整を経た上で郵送（期限必着）により御提出いただくこととなります。なお、期限を過ぎることにつき特段の事情がある場合には、提出期限前の早い段階で当室に御相談ください。

（3）提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先までご提出願います。

〔メール〕

提出先アドレス：chiiki.osei-senko@cao.go.jp

提出にあたってのファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角5桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+“先行型”」としてください。

各都道府県において都道府県内市町村分をまとめて内閣府に送付いただく際のメールの件名は、「都道府県コード（半角2桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+“先行型”」としてください。

例）ファイル名：「01100_北海道札幌市先行型.xls」

「02201_青森県青森市先行型.xls」など

メール件名：「01_北海道先行型」「02_青森県先行型」など

※事前相談の場合はファイル名およびメール件名の最後に「(事前)」をつけてください。

〔郵送〕

〒100-8914

東京都千代田区永田町1-6-1 内閣府本府庁舎B1F 地方創生推進室（016号室）

※封筒の表に地方公共団体名を朱書き願います。例）「北海道〇〇市」

※部屋番号を必ず記載下さい。

（4）提出資料

提出資料は、実施計画及びチェックリストです。各様式は、【様式】内のエクセルファイルの各シートに用意されています。提出資料とあわせて、別紙2「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画の提出について」に必要

事項を記載・押印等行ったうえで、郵送の際に同封してください。

<関係資料一覧>

- ・(別添)平成26年度地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)実施計画記載要領
- ・(別紙1)実施計画様式及びチェックリスト
- ・(別紙2)地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)実施計画の提出について

<問い合わせ先>

内閣府地方創生推進室(担当:宇留賀、藤本、佐野、竹内、大塚、高畑、松本、長谷川、
松林)

03-3581-4213

03-3581-4214

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）
実施計画の提出について

平成 27 年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）制度要綱第 3 の規定に基づき、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）実施計画を提出します。

注）氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。